

## 令和6年 第4回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年4月5日（金） 午前9時05分～10時10分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（37人）

1番	木下善明委員	2番	松尾貴江委員	3番	大曲弥素男委員
4番	大串 勝委員	5番	川崎勝巳委員	6番	岩永政幸委員
7番	土井哲夫委員	8番	溝上博信委員	9番	香月伸幸委員
10番	橋本重吉委員	11番	中村康則委員	12番	溝口 昇委員
13番	江頭浩二委員	14番	渕上 誠委員	15番	江口和広委員
16番	川崎照子委員	17番	川崎俊幸委員	18番	香月幸雄委員
19番	前田則尋委員	20番	松尾利助委員	21番	満田直昭委員
22番	久原一義委員	23番	久原 勤委員	24番	前田達雄委員
25番	筒井恒司委員	26番	池上勝文委員	27番	古賀茂昭委員
28番	藤井啓二委員	29番	一ノ瀬美佐子委員	30番	橋口 均委員
31番	外尾美津子委員	32番	吉原春樹委員	33番	岩石 学委員
34番	山崎三智治委員	35番	生島義明委員	36番	片淵秋正委員
37番	片淵久司委員				

4 欠席委員（ 0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について
- 2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
- 6 令和6年白石町農用地利用集積計画（4号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第5回農業委員会総会の日時及び場所  
日時 令和6年5月8日（水）9時00分  
場所 白石町役場 3階大会議室

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山下英治
課長補佐兼農地農政係長	石田善人

農地農政係長  
農地農政係

三原淳老  
前山仁美  
相浦崇祥

7 その他出席職員  
なし

8 その他

## 9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

4月1日付の人事異動で農業委員会事務局に配属になりました山下でございます。  
それではただ今から、令和6年4月第4回白石町農業委員会総会を開会いたします。  
始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

ただ今の出席委員は37名全員で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。  
ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、17番、川崎俊幸委員、18番、香月幸雄委員を指名いたします。  
これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 42 号 =

議長 はじめに、1「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。  
議案番号第42号について事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案番号第42号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和6年4月1日付けで農業委員会事務局から〇〇前局長が教育委員会学校教育課へ、〇〇係長が企画財政課へ異動をしております。

〇〇係長の後任といたしまして、建設課から〇〇係長、〇〇前局長の後任として、私、長寿社会課から〇〇でございます。

農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第26条第3項により農業委員会が任免すると規定されておりました。4月1日に会長から辞令交付を行っていただいております。詳細は、議案書をご覧ください。

(辞令交付式、省略。)

それでは挨拶をさせていただきます。

(異動職員の挨拶。挨拶終了後、退場。)

議長 これで、議案番号第42号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は終了いたします。

---

＝議案番号第 43 号＝

議長 2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第43号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第43号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請の理由は、50年以上譲受人が耕作されており、譲渡人は今後耕作の意思はなく双方協議の上での贈与であります。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月18日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人が現在作付けしており、譲受人へ贈与するための申請となります。

譲受人は現在、米、麦、大豆を作付けされ、営農されております。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第43号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 44 号＝

議長 続きますして、議案番号第 44 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 44 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、譲受人があっせん買受候補者としての要件を満たさなかつたため、両者合意のもと 3 条での売買となつたところです。

総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、あっせん申出がなされており、譲受人が購入の意思を示されましたが、買受候補者としての条件を満たすことができなかつたため、農地法第 3 条の申請となりました。

譲受人は法人に加入されており、水稻、玉葱、飼料作物など 29a の規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

委員 〇番の〇〇です。

あっせん買受候補者の要件を満たさなかつたためとありましたが、要件を教えてください。

事務局 先ほど、〇〇委員からありましたけれども、あっせんの申し出がなされておりまして、ここの農地を買いたいということで、譲受人が手を上げられましたが、あっせんの買受候補者というのが、まず、認定農業者でなければいけない。他に、認定農業者ではなかつた場合は、町の取決めでは、2 町 1 反 4 畝以上の耕作地を持たなければならぬという要件があります。

認定農業者になっていただくために、農業振興課に申請をお願いしましたが、年

齢とか、年間 2000 時間とか、5 年後 400 万以上所得をあげるという要件を満たさないということで、認定農業者にはなれなかったということで、本人にも説明をして、その後、双方、税金等も合意の上、3 条での売買となっております。以上です。

委員 はい、分かりました。

議長 他にないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 44 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 44 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 45 号＝

議長 続きまして、議案番号第 45 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 45 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、義姉から弟への売買です。

総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、譲受人が長年耕作されており、譲渡人も営農の予定もないことから申請されたものです。

譲受人は、水稻、玉葱など約 66a の規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第45号は申請どおり当委員会  
において許可することに決定いたします。

---

= 議案番号第 46 号 =

議長 続きまして、3「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。  
議案番号第46号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第46号、議案書2ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第1種農地です。

農地区分の該当事項で、①から④までは、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区  
域内にある農地、⑤と⑥は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご  
ざいます。

許可基準の該当事項としまして、⑤は既存の施設の拡張、それ以外は、農業用施設、  
農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申  
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫及び資材置場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、

転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては、十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 46 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 46 号は原案のとおり申請を  
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 47 号 =

議長 続きまして議案番号第 47 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 47 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で  
ございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体と  
して同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する  
上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申  
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、申請人が一般住宅建築の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得ら



れていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 47 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 47 号は原案のとおり申請を  
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 48 号 ＝

議長 続きまして、4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたしま  
す。議案番号第 48 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 48 号です。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある  
農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域にお  
いて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも  
のでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申  
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月28日に事務局と現地確認を行いました。

貸付人は、〇〇会社を営んでおられ、レンタル物件を保管する用地とその進入路の申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接者、農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。なお、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第48号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 49 号 =

議長 議案番号第49号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第49号、議案書4ページです。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項については、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、16ページから18ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月26日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の転用は、借受人が農業用倉庫、資材置場として使用するための申請です。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者、隣接住宅の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第49号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 50 号＝

議長 議案番号第50号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第50号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、19ページから21ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として3月18日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、借受人が建設用資材置場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から建設用資材置場として無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

委員 ○番の○○です。前から申請をしていなかったため、申請をされているわけですね。ここは10年と言わないくらい前から使用されていました。  
転用は済んでいると思っていたので、しっかり指導をお願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。事務局からもこういったことがないよう指導をしていきたいと思っております。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第50号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 51 ～ 52 号＝

議長 議案番号第51号と議案番号第52号は関連議案ですので、一括して審議を行います。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書は5ページです。まず、議案番号第51号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第2種農地。

農地区分の該当事項については、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね

10ha 未満であることをございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものをございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

次に、議案書 6 ページ。議案番号第 52 号です。

議案番号第 52 号につきましては、農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請であります。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分から許可基準の該当事項は議案番号第 51 号と同一でございますので省略させていただきます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、22 ページから 28 ページをご覧ください。

この案件については、担当から経緯等を説明いたします。

事務局 地図の 26 ページをご覧ください。字図が載っておりますが、今回申請されている〇〇は、廻里津にあります〇〇の関連会社です。グループホーム等を運営されている会社になります。今回関係する地番は、大きく 3 つです。地図に「同時利用地（通路）」と書いてあるところと、「事業計画変更申請地令和 5 年 4 月 21 日付け許可」を受けているところ、「農地法第 5 条申請地」と書いてあるところの 3 つの地番が関係しています。

まず、52 号の申請はどうされたかと言いますと、事業計画変更地〇〇番の方に小規模多機能施設を作りたいと申請をされ、そこに行くための通路として、同時利用地（通路）地番で言いますと〇〇番になりますが、こちらの方から入って行って、〇〇番に小規模多機能施設を作りたいという申請を、令和 5 年 4 月 21 日付けでなされています。その時の土地利用計画図が 27 ページになります。その時は施設を 1 棟建て、その前に駐車場を整備するという計画でした。今回、変更の申請をされておりますが、この該当地番の北側にあります農地法第 5 条申請地〇〇番を売ってもいいと地主が言われ、話がまとまりまして、議案番号第 51 号のとおり駐車場とリハビリ用広場として利用したいということで、地図の 28 ページの変更後の利用計画図を立てられ申請をされております。

27 ページと 28 ページを見比べていただきますと、元々、小規模多機能施設 1 棟だったものに、駐車場を潰しまして、そこにグループホームを 1 棟追加で建て、駐車場については、今回、5 条申請をされる場所に整備をしたいということで申請をされたものです。

ちなみに、小規模多機能施設とグループホームの違いですが、グループホームに関しては、みなさんご存じかと思いますが、そこに居住する施設になっております。一方、小規模多機能施設というのも基本的には同じような扱いになりますが、宿泊、通所、訪問といった多様なサービスが利用できる施設です。

ということで、今回の転用目的も、2つに分けられております。  
51号・52号の説明に関しては、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

議案第51号と52号について、地元農業委員として3月28日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人が農地の売り渡しの意思を示されたため、駐車場及びリハビリ用広場の農地法第5条の申請、令和4年に許可された小規模多機能施設にグループホームを追加する変更承認申請をなされています。

今回の転用申請、計画変更申請ともに、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議案番号第51号の土地について、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
まず、議案番号第51号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第51号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 次に議案番号第52号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第52号は原案のとおり申請を

許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 53 号＝

議長 続きまして、6「令和6年白石町農用地利用集積計画（4号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第53号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第53号の「農用地利用集積計画（4号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は、資料の1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから5ページに相對での設定が35件、6ページから12ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が73件、合わせて108件の計画が提出されており、賃借権設定が98件、使用賃借権設定が10件となっております。

区分の内訳として新規が80件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をなされるものが14件ありました。再設定は28件でした。

今回の利用権の総面積は587,003.70㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが35件で、農地中間管理機構によるものが73件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は16件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、108件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第53号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第53号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 53 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 53 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

委員 ○番の○○です。  
6 ページから、個人の契約後の経営面積が空欄になっているのはなぜですか。

事務局 取得後の経営面積については、確認不足です。

委員 これは、前からで今回だけではないです。

事務局 ここが空白になっている理由を調べて、後で報告させてください。

議長 後日、報告するそうです。それでは次に参ります。

---

= 議案番号第 54 号 ～ 議案番号第 57 号 =

議長 続きまして、7「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 54 号から議案番号第 56 号、農地の借受希望、議案番号第 57 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 54 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の○○氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。



議案の位置図は、29 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 55 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 56 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 2A〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、36 ページから 37 ページをご覧ください。

次に農地の借受希望です。議案番号第 57 号。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申出理由は、葉物野菜の規模拡大のためで、自宅からの距離は半径 500m、面積は、20a から 30a を希望で、まとまっていなくてもよいそうです。

以上、議案番号第 54 号から議案番号第 57 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に、農業委員の中からあっせん委員を指名すると定めてありますので、議案番号第 54 号から議案番号第 57 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 54 号から議案番号第 57 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 54 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 55 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 56 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 57 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 54 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 55 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 56 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 57 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員でよろしく申し上げます。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけれども、確認をいたします。

議案番号第 54 号は○○、議案番号第 55 号は○○、議案番号第 56 号は○○、議案番号第 57 号は○○でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 6 年 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所

日時 令和 6 年 5 月 8 日 (水) 9 時 00 分

場所 白石町役場 3 階大会議室

議長 それでは全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 10 分